

## 令和4年 北秋田市農業委員会 第12回総会

1. 開催日時 令和4年12月15日（木） 午後1時30分から

2. 開催場所 北秋田市交流センター 1階 講堂

3. 出席委員（33名）

1番 若松一幸	2番 長岐正	3番 長崎成人
4番 佐藤政信	5番 成田博幸	6番 澤藤匠
7番 武石修一	8番 伊東誠子	10番 杉渕光則
11番 佐藤利子	12番 宮腰文義	13番 齊藤富美雄
14番 佐藤稔	15番 佐藤邦久	16番 木村正彦
17番 藤島喜美男	18番 堀部栄一	19番 金俊英
21番 近藤裕太	22番 檜森正	23番 土濃塚謙一郎
24番 佐藤茂延	25番 伊藤鶴一	26番 三沢博隆
28番 簾内豊	29番 中嶋力藏	30番 堀部聡
31番 佐藤篤史	32番 松橋利彦	33番 三浦和憲
34番 金田悦子	36番 長岐一志	37番 後藤久美

4. 欠席委員（3名）

9番 三澤敏行 20番 武田響一 27番 鈴木豊

5. 欠員（1名）

6. 議事日程

- 第1 報告第1号 会務報告
- 第2 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 第3 議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4 議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 第5 議案第51号 農地法第5条の規定による許可を受けた事業計画の変更申請について
- 第6 議案第52号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 第7 議案第53号 北秋田市農業委員会の委員の被服貸与に関する規程の制定について

第 8 議案第 5 4 号 北秋田市農業委員会処務規程の改正について

第 9 議案第 5 5 号 非農地判断に係る手続きについて

7. 出席した事務局職員

主査 佐藤 裕 和            主査 疋 田 憲 匡

8. 議事録署名委員

28 番 簾 内 豊            29 番 中 嶋 力 藏

9. 会議の概要

事務局	<p>総会前に報告がございます。事務局長が所用により本日欠席となっておりますのでよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、定刻となりましたので、只今より令和 4 年 北秋田市農業委員会 第 12 回総会を開会いたします。</p> <p>始めに欠席の届出がありましたのでご報告いたします。9 番三澤敏行委員、20 番武田響一委員、27 番鈴木豊委員の 3 名でございます。委員総数 36 名中、33 名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、会長よりごあいさつと議事の進行をよろしく願いいたします。</p>
会 長	会長あいさつ（ 省略 ）
議 長	<p>それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。</p> <p>議事録署名委員は当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
議 長	<p>異議なしと認め当職より指名いたします。</p> <p>議席番号 28 番簾内豊委員、29 番中嶋力藏委員をお願いいたします。</p> <p>それでは案件に入ります。「報告第 1 号会務報告」を事務局より願います。</p>

事務局

議案書 2 ページをお開きください。  
報告第 1 号 令和 4 年 11 月分会務報告。

(令和 4 年 11 月分会務を報告)

議 長

会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。  
次に報告第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 3 ページをお開きください。  
報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について。  
農地法第 18 条第 6 項および農地法施行規則第 68 条の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。  
令和 4 年 12 月 15 日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(受付番号 1 番を朗読)

以下、5 ページの受付番号 5 番まで、合計面積 32,369 m<sup>2</sup>となります。

議 長

報告第 2 号につきまして事務局より説明が終わりました。何かご質問、ご意見等ございませんか。

( なしの声 )

議 長

質問等がないようですので、次に進みます。  
議案第 49 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 6 ページをお開きください。  
議案第 49 号農地法第 3 条の規定による許可申請について。  
農地法第 3 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。  
令和 4 年 12 月 15 日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(受付番号 1 番を朗読)

以下、受付番号3番まで、合計面積17,476㎡となります。

なお、この件につきましては、別添資料1の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行なって頂いた委員からも説明願いたいと思います。

受付番号1番から3番を議席番号31番佐藤篤史委員からお願いいたします。

31番

31番の佐藤（篤）です。受付番号1番から3番を報告させていただきます。

調査日は12月7日、調査員は28番簾内豊委員、29番中嶋力藏委員、30番堀部聡委員と私、事務局から佐藤主査、疋田主査の計6名で行いました。

始めに、受付番号の1番は資料7ページから9ページになります。

8ページを見てください。

申請地は鷹巣体育館から農道に入り、800m程の内陸線の線路を超えたところにありました。周辺はほぼ水田で、申請地は周辺と同じように耕作されており、問題はありませんでした。

次に、受付番号の2番は資料10ページから12ページになります。

11ページを見てください。

申請地は国道105号線から少し離れた場所で、街中に降りていく途中の阿仁水無にある住宅裏の畑でした。申請地は周辺の畑と同じように耕作されており、問題はありませんでした。

次に、受付番号の3番は資料13ページから15ページになります。

14ページを見てください。

申請地は米畑集落の自治会館のすぐ隣にある畑でした。周辺は全て畑で、申請地は周辺の畑と同じように耕作されており、問題はありませんでした。以上です。

議長

議案第49号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明いただきました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見等

ございませんか。

( なしの声 )

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。  
議案第 49 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認め決定いたします。  
次に、議案第 50 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見  
について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 16 ページをお開きください。  
議案第 50 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見につい  
て。

農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので意見  
を求める。

令和 4 年 12 月 15 日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

( 受付番号 1 番を朗読 )

以上、1 件、合計面積 1,017 m<sup>2</sup>となります。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行  
なって頂いた委員からも説明を願いたいと思います。  
議席番号 29 番中嶋力藏委員からお願いいたします。

29 番 29 番中嶋です。受付番号 1 番を報告させていただきます。  
調査員は先程 31 番佐藤委員が報告した方々と同様であります。  
受付番号の 1 番は資料 17 ページから 20 ページになります。  
18 ページを見てください。

申請地は栄字中綱にあるセブンイレブンの十字路を右折して田村クリ  
ニック方向に進み、秋北不動産の看板のある所から右折して 100m 程進ん

だあけぼの町の住宅街の一角にありました。申請地の畑を宅地として分譲するとのことですが、周辺の農地に影響がないものと見て参りました。以上です。

議長 議案第 50 号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明をしていただきました。これより質疑に入ります。何かご質問ご意見等ございませんか。

( なしの声 )

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。議案第 50 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議長 異議なしと認め決定いたします。  
次に議案第 51 号「農地法第 5 条の規定による許可を受けた事業計画の変更申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 21 ページをお開きください。  
議案第 51 号農地法第 5 条の規定による許可を受けた事業計画の変更申請について。

農地法第 5 条の規定による許可を受けた下記の事業計画について、変更申請があったので意見を求める。

令和 4 年 12 月 15 日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

( 受付番号 1 番を朗読 )

以上、1 件、合計面積 68,352 ㎡となります。

なお、この件につきましては別添資料 2 の調査書にあるとおり、審査基準に該当していることを確認しているほか、変更内容は、期間の延長のみであることを確認しております。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 議案第 51 号につきまして、事務局より説明が終わりました。これより

質疑に入ります。何かご質問ご意見等ございませんか。

( なしの声 )

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。  
議案第 51 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認め決定いたします。  
次に、議案第 52 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 25 ページをお開きください。  
議案第 52 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和 4 年 12 月 15 日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

まずは所有権移転についてです。

(受付番号 1 番を朗読)

以上、1 件、合計面積 3,577 m<sup>2</sup>となります。

次に利用権設定についてです。26 ページをお開きください。

(受付番号 1 番を朗読)

以下、受付番号 2 番まで、合計面積 21,950 m<sup>2</sup>となります。

次に一括方式についてです。27 ページをお開きください。

(受付番号 1 番を朗読)

以上、1件、合計面積10,288㎡となります。

なお、議案第52号に関する案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 議案第52号につきまして事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご意見等ございませんか。

15番 15番の佐藤（邦）です。所有権移転・利用権設定・一括方式とありますが所有権移転は農地法第3条に該当しますか。基盤強化促進法についてどういう法律なのか少し詳しく知りたいです。

議 長 暫時休憩いたします。

（ 事務局より各制度の説明 ）

議 長 休憩以前に引き続き会議を再開いたします。  
その他ご質問ご意見等ございませんか。

（ なしの声 ）

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。  
議案第52号について原案通り決することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声 ）

議 長 異議なしと認め決定いたします。  
次に、議案第53号「北秋田市農業委員会の委員の被服貸与に関する規程の制定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書28ページをお開きください。  
議案第53号北秋田市農業委員会の委員の被服貸与に関する規程の制定について  
委員活動に必要な被服を貸与することに関し、北秋田市農業委員会の

委員の被服貸与に関する規程を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月15日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

提案理由は、北秋田市農業委員会の委員へ農地パトロール等における現地の視察、調査及び委員活動に必要な被服を貸与することに関し、必要な事項を定めた規程が未整備であったことから、別紙のとおり提案するものです。

詳細については担当より説明申し上げます。

( 担当説明 )

ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 議案第53号につきまして、事務局より説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問ご意見等ございませんか。

30番 30番堀部（聡）です。提案理由ですが、未整備であったことから書かれています、無いから新設です。未整備だとすると附則に当初新設したものが入り、今回訂正になろうかと思えます。なかったのを新しく作るということだとすると、未整備であったということではないのではないのでしょうか。

事務局 無かったので新設するという意味合いです。

議 長 暫時休憩いたします。

( 自由討論 )

議 長 休憩以前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に話し合われましたが、「未整備」ではなく「無かった」に訂正することとなりました。

その他ご質問ご意見等ございませんか。

( なしの声 )

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。  
議案第 53 号について、提案理由の中の「未整備であった」を「無かつた」に訂正した上で、原案通り決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認め決定いたします。  
次に、議案第 54 号「北秋田市農業委員会処務規程の改正について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 33 ページをお開きください。  
議案第 54 号北秋田市農業委員会処務規程の改正について  
北秋田市農業委員会処務規程（平成 17 年 4 月 1 日農業委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。  
令和 4 年 12 月 15 日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

提案理由は、事務の迅速化を図るため、「農地法関係事務処理要領の制定について」通知等に基づき、必要な事項を定めた規程を整備する必要があることから、別紙のとおり提案するものです。

( 詳細説明 )

ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 議案第 54 号につきまして、事務局より説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問ご意見等ございませんか。

( なしの声 )

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。  
議案第 54 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認め決定いたします。

議 長 次に、議案第 55 号「非農地判断に係る手続きについて」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 43 ページをお開きください。  
議案第 55 号非農地判断に係る手続きについて  
現行の『「農地法の運用について」の制定について』通知に基づき、非農地判断に係る手続きを別紙のとおり変更する。  
令和 4 年 12 月 15 日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

提案理由は、これまで農業委員会の総会において、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地について「農地に該当しない旨の判断」を行っていたが、「農地法の運用について」の一部改正について（平成 30 年 3 月 12 日 29 経営第 3241 号農林水産省経営局長通知）では、これらの手続きに要する手間や時間を省くため「総会又は部会の決議」の文言が削除され、既に、非農地判断に当たっては、必ずしも総会又は部会の議決を要しないこととなっています。

また、最新の非農地判断マニュアルは「非農地判断」の対象となる農地や円滑な実施の手順について整理がなされ、「非農地判断」の実施率向上を目指す内容とされており、「非農地判断に当たっては、総会又は部会の議決を要しないこととされていることに留意する。」旨の記述もなされております。

このことから、手続きの迅速化を図るため、現行の「運用通知」に基づき、農業委員 3 人以上の現地調査で判断し、直近の総会へ報告する手続きに改めることを確認するものです。

（ 詳細説明 ）

ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 議案第 55 号につきまして、事務局より説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問ご意見等ございませんか。

30 番 30 番堀部（聡）です。平成 30 年の制度改正がなぜ今なのですか。

事務局　　これまで慣例的に総会で議決を行ってきましたが、非農地の判断を迅速に処理していこうということで、それを改めて確認させていただくということです。

議　長　　平成30年のものを即やらないでこれまで遅れたのはなぜなのかという意味かと思います。

事務局　　処務規程の整備と合わせてこちらも見直しを行ったというものです。

1　番　　1番若松です。議決を要しないということは、委員全員の目に触れないで処理されることがあるということでしょうか。それとも議案ではなく、報告として上がるという違いなのでしょうか。

事務局　　総会には報告を行います。

1　5　番　　15番佐藤（邦）です。農業委員3人以上ということですが、どのような組合せとなりますか。

事務局　　申請の都度ではなく、毎月の現地調査で判断されたものを処理していくことを想定しています。そこで判断されたものに非農地通知書を発行し総会に報告を行います。

1　5　番　　15番佐藤（邦）です。厳格な審査はしないで報告だけということですか。

事務局　　報告だけとなります。

2　4　番　　24番佐藤（茂）です。今までと変わらないというのであればあえて変える必要がないと思います。遊休農地の問題が色々出てきて事務的に簡略化して早くやりなさいという指導があったのでしょうか。

事務局　　いくらでも早く非農地判断を行うようにという内容の通知が出ております。それに従い手続きの迅速化を図るということです。

議 長 平成 30 年に一部改正され、その後やっていないところに対して通知が来ているということですか。

事務局 やってないところではなく、全体に通知が出ています。

議 長 暫時休憩いたします。

( 事務局が通知等について説明 )

議 長 休憩以前に引き続き会議を再開いたします。

現地調査員の判断は委員代表としての判断・決定であり、信用して進めていくべきと思います。現地で判断できないものについては、総会において審議・決定することも可能となっています。

議 長 他に何かご質問ご意見等ございませんか。

( なしの声 )

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。  
議案第 55 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認め決定いたします。

以上で本日の提出議案の審議は全て終了いたしました。  
これをもちまして 12 月の定例総会を閉会します。